



# 商工いちばさまはなやま

## 第93号

発行所  
一迫花山商工会  
栗原市一迫真坂字高橋10番地  
電話 (0228) 52-3300  
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp  
発行責任者  
佐藤倫治



# 年頭のご挨拶

会長 佐藤倫治

新年明けましておめでとうございませう。

昨年中は商工会事業の推進及び運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するなど経済活動が活発になり、ゆるやかな持ち直しの兆しが見えてきているものの、「世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などによる物価高により、私たちが中小・小規模事業者を取り巻く環境には大変厳しさが増している状況であります。

また、東日本大震災から12年が経過した現在においても、全国各地で自然災害が多発しており、特に地域の中小企業・小規模事業者においては、従来からの課題であった人手不足、事業承継問題、デジタル化への対応に加え、本格化するコロナ特別融資の返済や、昨年10月に導入された消費税インボイス制度への対応など、様々な経営課題に直面しており、依然として厳しい状況にあります。

このような状況に対応するため、商工会では「ポストコロナ



を見据えた中小・小規模事業者への伴走型支援の強化」を最優先と捉え、国・県・市等の支援施策を活用した個社支援を強化するとともに、小規模事業者の持続的発展に必要な経営計画の策定や、市場ニーズに対応した新たなビジネスプランへの転換の積極的な支援を実施しているところであります。

最後になりましたが、商工会は地域唯一の総合的経済団体として地域で頼りにされる商工会を目指して努力して参る所存でございますので、本年もご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

幸と地域の繁栄をご祈念申し上げます。



# 謹賀新年

本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。  
令和6年 元旦

## 一迫花山商工会

会長	佐藤倫治	副会長	斎藤行男	理事	阿部啓助	佐藤直寿	鹿野伸哉	菅原則義	山田昭彦	小山利一郎	佐藤誠一	高橋良治	三浦一夫	三島正文	白石久孝	石森孝文	荒木久美子	高橋光廣	大政則
----	------	-----	------	----	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-----

## 理事会だより

### 令和5年度第3回理事会

開催日時 令和5年12月13日  
開催場所 一迫花山商工会  
出席役員 11名  
承認された議案は次のとおりです。

- 【第1号議案】会員加入承認・脱退・変更等報告の件
- 【第2号議案】商工会職員の定年延長等への対応について
- 【第3号議案】一迫花山商工会規程の一部改正(案承認の件)
- 【第4号議案】一迫花山商工会給与規程の一部改正(案承認の件)
- 【第5号議案】一迫花山商工会処務規程の一部改正(案承認の件)
- 【第6号議案】電子帳簿保存法の

## マル経融資制度 創立50周年記念 商工会に感謝状

去る12月1日に、一迫花山商工会において、日本政策金融公庫のマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資)制度創立50周年を記念して、制度の普及・推進に貢献したとして、本会の佐藤倫治会長が日本政策金融公庫仙台支店国民生活第二事業の小川泰事業統轄より感謝状を受け取りました。

マル経融資制度は、昭和48年に中小企業団体の要望により創設された、小規模事業者の経営改善を金融面から補完するもので、無担保・無保証人の融資制度となっております。 ※制度の詳細は内容が8面に記載しております。



改正に伴う一迫花山商工会電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定について

## 令和5年度上半期 監査会終了

令和5年11月15日に一迫花山商工会において、正副会長並びに担当職員の出立ち合いのもと令和5年度上半期の監査会を実施いたしました。

## 令和5年度上半期 報告事項

- 令和5年度上半期 事業報告
- 令和5年度上半期 一般会計 月末残高試算表
- 令和5年度上半期 収入・支出の状況
- 令和5年度上半期 貸借対照表
- 令和5年度上半期 労働保険事務組合(一般会計)月末残高試算表
- 令和5年度上半期 労働保険事務組合(特別会計)月末残高試算表
- 令和5年度上半期 会員の加入・脱退等報告
- 令和5年度上半期 数値目標関係の実績報告
- 令和5年度上半期 巡回・窓口相談指導実施状況報告
- 自己財源比率の状況・市内商工会の財政状況
- 事務受託事業の状況
- 栗原市物価高騰支援10割増生活応援商品券事業関係
- 令和5年度事業計画の具体的な実施方針
- 役員年齢調べ及び歴代役員名簿
- 事務局組織機構及び職務分担
- 商工会職員定数管理計画
- 花山支所の閉所について



# 電子帳簿保存法の改正

資料：全国商工会連合会

令和6年1月1日、完全義務化スタート!!

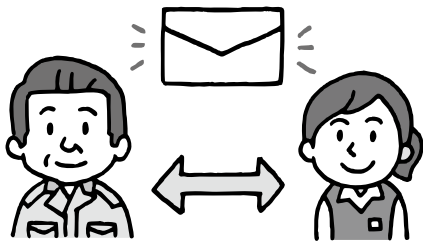
## 電子帳簿保存法 電帳法への対応を進めましょう!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。保存区分は以下の①②③です。

**対象者** 帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者（所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者）

1

### 電子取引データの保存



メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

2

### 電子帳簿等保存

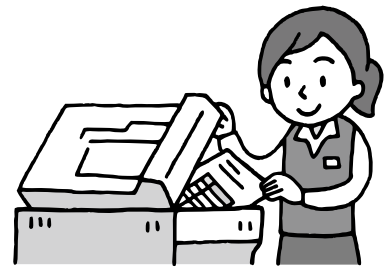


パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

3

### スキャナ保存



受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する。

詳しくは、P3をごらんください。



#### 対象となるもの

自社でパソコンなどで作成した帳簿や書類

- 帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、売上帳など）
- 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表など）
- 見積書、納品書、請求書、領収書などの控え

検索要件を満たさなくてもOK

#### 対象となるもの

- 相手から受け取った書類
- 相手に交付した書類の写し（見積書、納品書、請求書、領収書など）

※タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存などの対応が必要

スキャン保存要件や入力者に関する情報の確認要件は廃止

### 必要な準備をチェック!

- 現在行っている電子取引を把握  
→取引書類、授受方法、保存方法、件数など。
- 保存方法を検討、決定  
→保存要件を満たす保存方法や社内でのデータの受け渡し方法の検討や保存場所の決定など。
- 社内への通知  
→保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引データの保存ルールや具体的な対応内容などについて周知。

# 電子帳簿保存法の改正

資料：全国商工会連合会

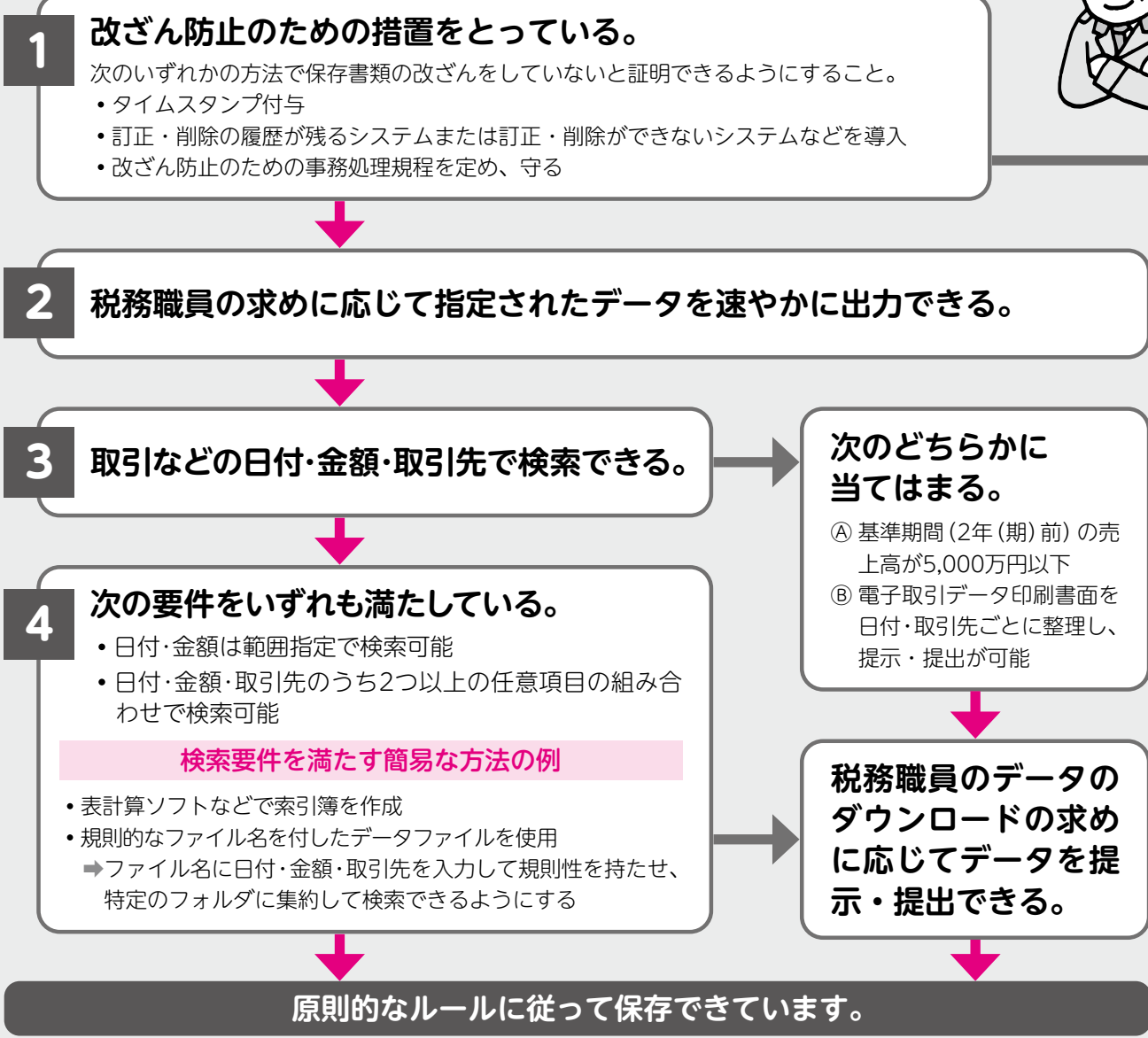
## 1 電子取引データの保存

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、**令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。**メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

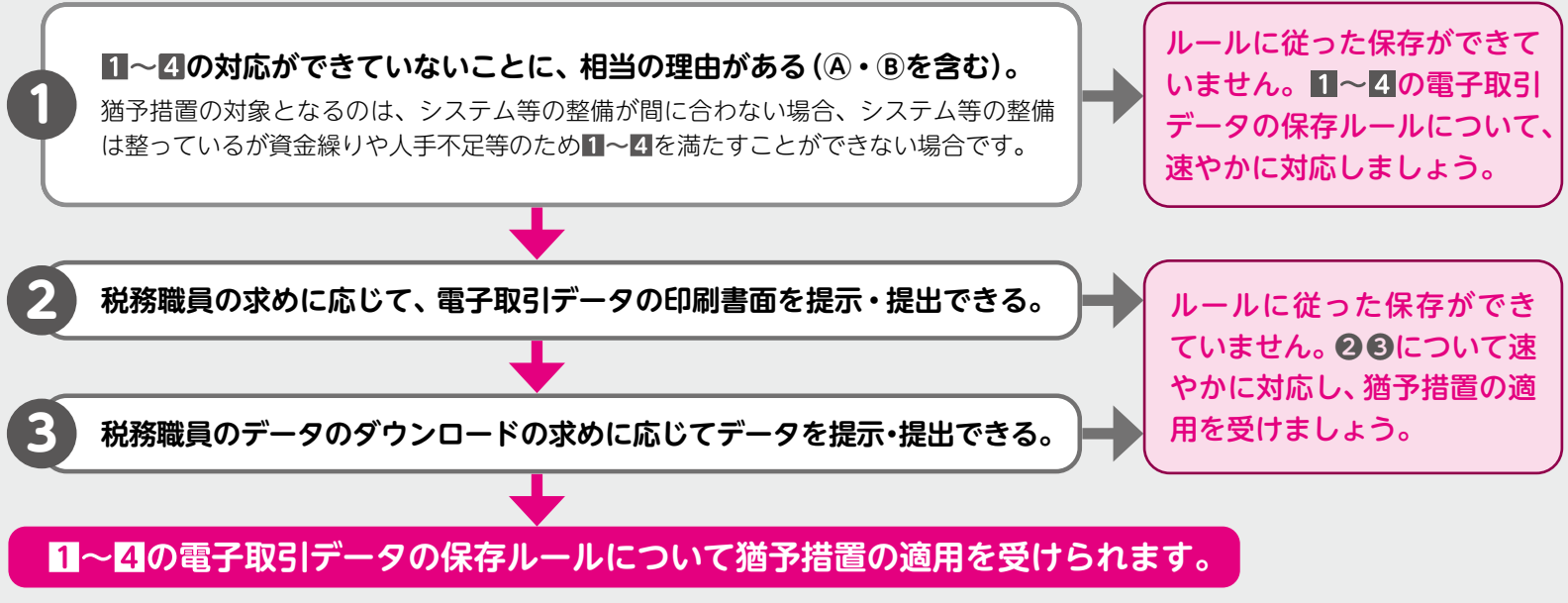
### 電子取引を行った場合の書類の例

- 電子メールの添付で受け取った請求書(PDFなど)
- 電子メールに添付して送った請求書(PDFなど)
- インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- 請求書システム経由でやり取りした請求書など

### START! YES → NO →



### 猶予措置を受けるには YES → NO →



※紙で受け取った紙の書類は、従来同様、紙で保存することが可能です。

# インボイス制度特集 I

国税庁ホームページ特集インボイス制度特設サイトより特に質問の多い項目について掲載しております。

## インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項

### 登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょうか？

✓ 例えば、次のような対応が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす**

番号を入れたインボイスは改めて交付します



通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号**を書類やメール等でお知らせする

請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります



☞ 事後的な交付が困難な小売店等は、次のような対応が可能です。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。まだ通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって…

**事業者のHP等において登録番号を掲示**し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は「T1234…」となります。●月●日(登録通知日)までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷する方法により、レシートと併せて保存してください。

**買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください



### インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**(番号が有効かどうか)については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



【継続的取引先(大手)】



【継続的取引先(小規模)】



【新規・単発の取引先】

取引時に確認

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも課税期間(原則1年)単位**でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。**

T9876543210987

検索



不一致?

スーパー○○

登録番号が有効であれば、正しいインボイスとして**仕入税額控除**できる

### クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません。**



クレジット払い



購入時の領収書等

クレジットカード利用明細書

消費税法上の「請求書等」(簡易インボイス)に該当し、これを保存することで、**仕入税額控除**できる

従前より、クレジットカード利用明細書の保存では、**仕入税額控除**できない

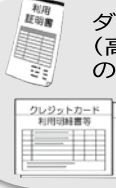
☞ ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、**公共交通機関特例**、**出張旅費等特例**など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。**



☞ また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。



ETCの利用



ダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)

クレジットカード利用明細書

これらを**合わせて保存**することで、**仕入税額控除**できる

# インボイス制度特集Ⅱ

国税庁ホームページ特集インボイス制度特設サイトより特に質問の多い項目について掲載しております。

## 売手の留意点 (インボイス発行事業者の義務)

インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

申告納税も必要!!

### ○ インボイスの交付

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、インボイス(又は簡易インボイス)を交付する

### ○ 返還インボイスの交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

(注) 売上げに係る対価の返還等の金額が1万円未満の場合を除く。【R5税制改正】

### ○ 修正したインボイスの交付

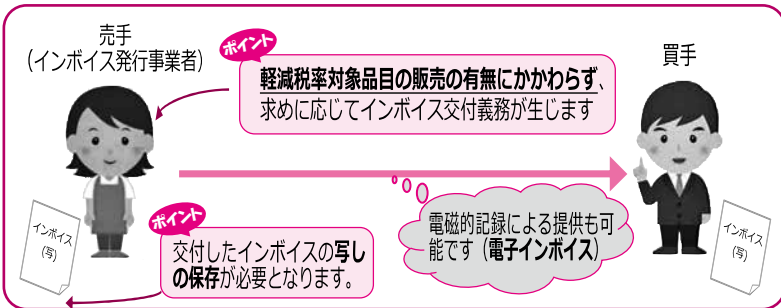
交付したインボイス(又は簡易インボイス、返還インボイス)に誤りがあった場合に、修正したインボイス(又は簡易インボイス、返還インボイス)を交付する

### ○ 写しの保存

交付したインボイス(又は簡易インボイス、返還インボイス)の写しを保存する

※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者(委託者)が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(媒介者等)を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能。



## 少額な返還インボイスの 交付義務免除の概要

1 インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が**税込1万円未満**である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます(新消法57の4③、新消令70の9③二)。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。



▶ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

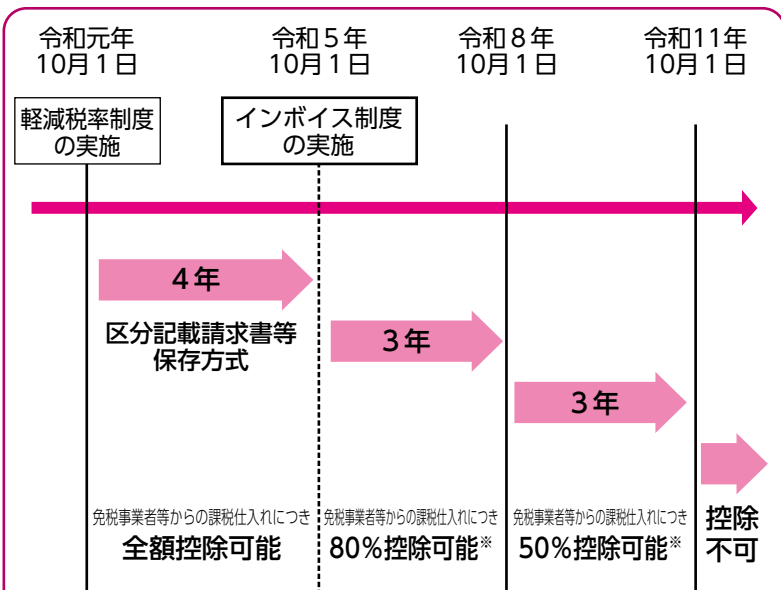
(注) 売手が負担する振込手数料相当額を、課税仕入れとして処理している場合には金融機関や取引先から受領するインボイスが必要となります。

なお、売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うことから、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。この点、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。

## 買手の留意点 (免税事業者との取引)

### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨。)を記載した帳簿の保存が必要です。

## 買手の留意点 (インボイス制度における特例)

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者(売り手)は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のものは、インボイスの交付義務が免除**される。
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、(売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず)買手は**一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

### ＜売り手の特例＞

#### ＜適格請求書の交付義務免除＞

- 卸売市場に委託して行う生鮮食品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

### ＜買手の特例＞

#### ＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入

#### ＜帳簿のみ保存＞

- 1万円未満の課税仕入れ【R5税制改正】
- ※ 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高5,000万円以下である事業者に限る。(令和11年9月30日までの取引)
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

# インボイス制度特集Ⅲ

国税庁ホームページ特集インボイス制度特設サイトより特に質問の多い項目について掲載しております。

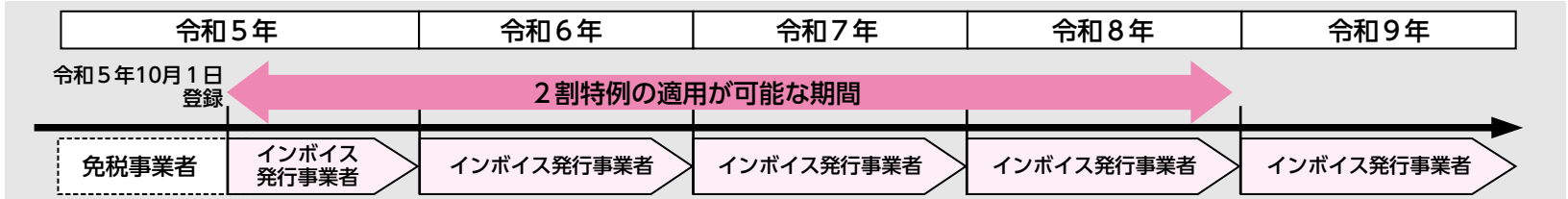
## 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

経過措置3年間

### 2割特例の概要

- インボイス制度を機に、免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減**する特例。
  - 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において適用することができるため、例えば、制度開始からインボイス発行事業者となった個人事業者については最大4回分の申告で適用することが可能。
  - 業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、**消費税の計算にあたって経費を集計する必要もなく、また、交付を受けたインボイスの保存も不要**。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

### ▶ 2割特例の適用期間イメージ（個人事業者又は12月決算法人の例）

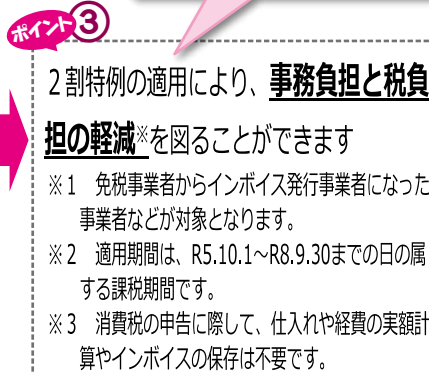
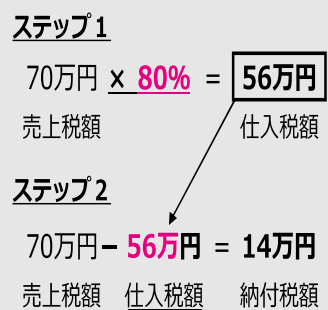


## 2割特例（消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ）

### ▶ 2割特例を適用する場合の計算方法



(例) 1年間の売上げが700万円 (税70万円)の事業者の場合



### ただし... 2割特例を適用する場合の留意点

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者が適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、2割特例は適用できません。
  - 1 インボイス発行事業者でない課税事業者
  - 2 次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者
    - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
    - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
    - ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

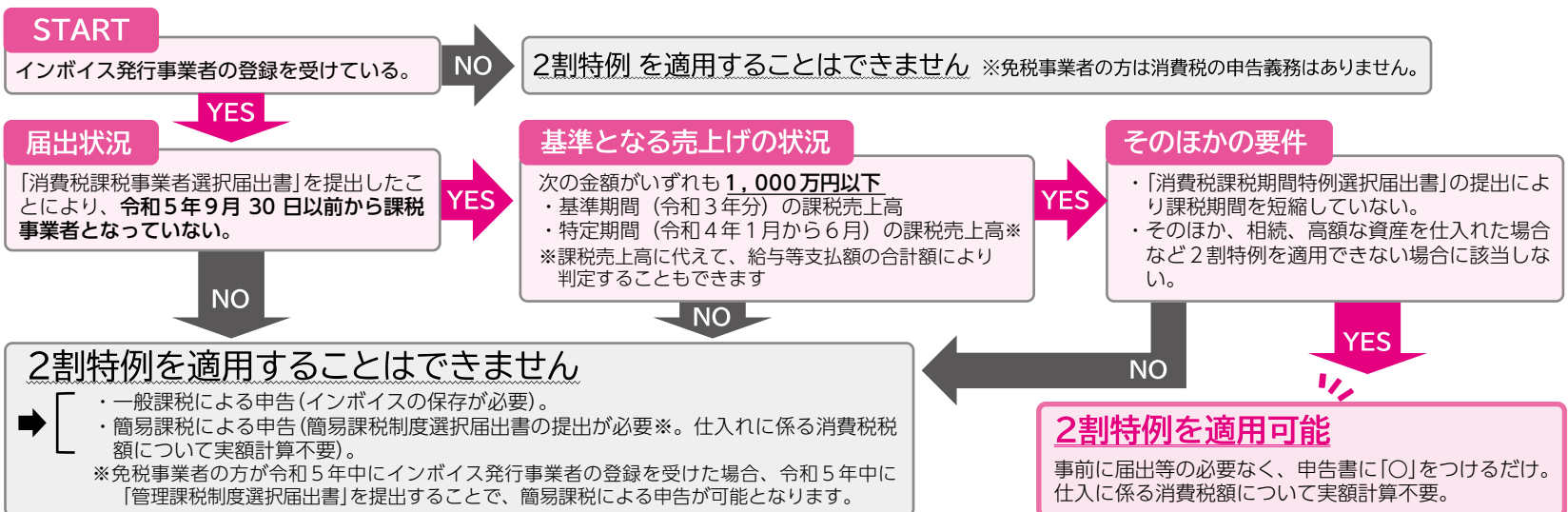
【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮している）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	-	-	適用可	適用不可	適用可	適用不可

## インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート（令和5年分の申告用〔個人事業者用〕）

### 2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年分(登録日~12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。）



### 制度改正等課題解決環境整備事業 「事業者向け講習会」を開催

去る12月13日(水)、一迫花山商工会と宮城県商工会連合会が主催する「事業者向け講習会」を開催いたしました。

講師に、リピーター創出専門コンサルタントの一圓克彦氏を迎え、「0円で8割をリピーターにする集客術」をテーマにご講義をいただきました。

講習会では、まず、リピーターの重要性に気付いていただくことからスタートし、リピーター・固定客が増える仕組みを具体的事例や取り組みノウハウを絶妙なトークで伝えていただきました。

多くの事業者が、働き方改革関連法案が順次施行され対応に迫られている中で、限られた人員・限られた時間の中で生産性を向上させるため、先生自らの実体験に基づいた「リピーター・ファンづくり」に関する講演に、「笑いがありながらも実践できる学びが豊富」「あつという間の120分だった」などの感想をいただき、盛況のうちに終了しました。



### 青年部コーナー

#### 若手後継者等 育成事業講習会

去る12月5日(火)、一迫ふれあいホール研修室において、地域経済の振興と発展を担う若手後継者等の資質向上を目的とした「青年部若手後継者等育成事業講習会」を開催致しました。

講師には合同会社オフィスウィル代表の遠藤志郎氏を迎え、「スマホやアプリの便利な活用術」をテーマにご講義をいただきました。

近代社会におけるスマートフォンを活用したビジネスは多岐にわたっており、スマートフォンは小規模事業者の経営にとって欠かせない機器のひとつになりつつあります。しかしその一方で、悪質なサイトや偽アプリによる詐

### 女性部コーナー

#### 女性部活動に 参加して

私が参加した令和5年度女性部事業は6月には仙台にて宮城県商工会女性部連合会が主催した女性部員研修会、県内女性部の代表5名による主張発表10月には女性部リーダー研修会、講演は弁護士加藤美香保氏「クレーマーなんか怖くない」という題目でした。

11月に入り栗原市内の4商工会の女性部の交流会が開催されました。今年には世界遺産の町平泉に行き歴史資料館や小中学生が体験しに来るといふ秀衡塗で有名な翁知屋さんを見学、久しぶりに中尊寺も観る事が出来ました。

11月末には「コーチング」でコミュニケーション力アップと題しまして、ふ

欺等の犯罪被害も増加しています。講義ではスマートフォンについての基礎知識をはじめ、各種アプリの業務活用方法や事例紹介等に加え、ウイルス感染や偽アプリ等、スマートフォン利用に潜む危険性等についても説明が行われました。

講義の中で、参加者からはスマートフォン使用上の疑問や注意点についての質問等、積極的な意見交換が行われ、スマートフォン効果的な業務活用に向け、有意義な講習会となりました。

れあいホール研修室にてキャリアコンサルタント穴戸美香氏を講師に若手後継者等育成事業が開催されました。性格には4つのタイプの行動特性があるとの事ではまる色違いのカード13枚を直感で選び枚数の多さで主導型、直感型、分析型、温和型と分析され改めて自分の性格の不足している部分を感ずる事が出来、人との交流を大切に商いに励みましようという事を勉強いたしました。2時間があっという間の楽しいひとときでした。



(副部長  
津田正子)



### 経済産業省関係令和5年度補正予算案の概要(抜粋)

【予算額：4.5兆円】 令和5年11月 経済産業省

- 1. 物価高から国民生活を守る** 【1.2兆円】
  - (1)物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援
  - (2)エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化
- 2. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する** 【6,000億円】
  - (1)中堅・中小企業の賃上げと環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援
  - (2)構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進
  - (3)経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大
- 3. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する** 【2.7兆円】
  - (1)生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大
  - (2)「くらし」や「産業」におけるGXの加速
  - (3)イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援
- 4. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する** 【160億円】
- 5. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する** 【730億円】
  - (1)自然災害からの復旧・復興の加速
  - (2)防災・減災・国土強靱化の推進
  - (3)国民の安全・安心の確保
  - (4)外交・安全保障環境の変化への対応

※詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください

ハローワークへ求人を出される事業者の方へ

### 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。

**求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。**

#### 《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない。)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

### 商工会の経営指導を受けている 小規模事業者の方へ！

# マル経融資制度をご利用下さい！

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**

個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書  
 法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

### マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.20%(令和5年12月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！  
 ※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

### マル経融資3つの特長

- 1 **担保不要！**
- 2 **保証人不要！**
- 3 **低金利！**

申込要件  
 ①商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上)  
 ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること  
 ③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者) ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

### 新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠) R6.3.31まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内(別枠)
返済期間	運転資金 20年以内(据置5年以内) 設備資金 20年以内(据置5年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.70% 3年経過後 年1.20% (令和5年12月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

(制度の詳細等は商工会までお問い合わせ下さい。)

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300

### お子さまの教育資金を 国の教育ローン がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり350万円以内  
 【金利】年2.25% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.85%(令和5年12月1日現在)

【ご返済期間】18年以内

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)  
 詳しくは、HP(「国の教育ローン」)で検索または教育ローンコールセンター

ハローコール  
**0570-008656** までお問い合わせください。  
 (または 03-5321-8656)



### 令和5年分年末調整についてのお知らせ

- ◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和6年1月10日(水)。  
納期の特例を受けている場合は、令和6年1月22日(月)です。
- ◎給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、令和6年1月31日(水)です。

### 源泉所得税(年末調整)納付指導会のお知らせ

- ◆日時 令和6年1月9日(火)・1月10日(水)  
午前10時から午後3時まで
- ◆場所 一迫花山商工会
- ◆ご持参いただくもの 源泉徴収簿・納付書・総括表・給与支払報告書・生保、地震保険料等控除証明書など
- ◆手数料 給与支払報告書作成1人につき330円(税込み)

### 令和6年1月からの源泉徴収事務について

- 令和6年分の源泉徴収事務については、大きな改正事項はありません。
- 令和6年分の源泉徴収税額表の税額については、令和5年分から変更はありません。

### ★金融相談日のお知らせ★

- 相談日程 1月25日(木)  
2月8日(木)・22日(木)  
3月7日(木)・21日(木)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場所 一迫花山商工会

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。  
 ※ご相談の際は、あらかじめ電話等でご予約の上ご来所願います。

### 商工会を活用しましょう

商工会は、企業に寄り添い、地域企業の発展と地域活性化を目指します。お気軽にご相談下さい。

経営のこと、誰かに相談したい…。 <b>経営全般</b> さまざまな面から経営をサポートしています	融資のことは相談できる？ <b>金融相談・斡旋</b> 無担保・無保証・低利の「マル経融資制度」などをご紹介します
税や経理ってすごく面倒…。 <b>税務・経理</b> 税務申告や経理もおまかせください	従業員や経営者のもしもの備えは？ <b>労務・共済制度</b> 福利厚生を整えて日々の事業・業務に安心を
地域を元気にするには？ <b>地域振興・まちづくり</b> イベントやにぎわいのある商店街を目指して	商品やサービスをもっとPRしたい！ <b>販路開拓支援・情報発信</b> 販路拡大にチャレンジしませんか？
人脈づくりはできる？ <b>青年部・女性部ほか</b> 地域のネットワークが広がります	事業の発展に補助金を活用しよう！ <b>補助事業のご案内</b> 中小・小規模企業のための補助金を活用下さい

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

## 安心安全 小規模企業共済

国がつくった こんな悩みにお応えします

- 年金に不安を感じたら
- 無理のない月額で積立をしたい

### 制度の特長

- 1 **経営者のための退職金制度**
- 2 **掛金は全額所得控除**
- 3 **受取時も税制メリット**

他にもこんな特徴があります。  
 ・月々の掛金は1,000円から  
 ・契約者貸し付けの利用が可能  
 ・共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート  
 ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。  
 新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、  
 氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細な内容は

2次元コード又はホームページからご確認ください。

### 宮城県最低賃金改正のお知らせ

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記のとおり改正されました。また、①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県最低賃金		時間額	効力発生日
		<b>923円</b>	R5.10.1
特定最低賃金		時間額	効力発生日
① 鉄鋼業		<b>1,003円</b>	R5.12.15
② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		<b>959円</b>	
③ 自動車小売業		<b>986円</b>	

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。  
 ○精皆手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等 ○時間外・休日・深夜手当  
 詳しくは、宮城労働局賃金室(☎022-299-8841)にお問い合わせください。